

令和7年度 第1回法律講座/第5回女性相談支援員定例研修
「国際結婚・離婚にまつわるハーグ条約と家族問題」

事業報告書

日 時	令和7年11月25日（火）14:30～16:30
目 的	沖縄県は他県に比べて国際結婚比率、離婚率も高いことから、各機関で受ける相談の中には国際結婚に関するもの、外国人配偶者とのトラブルに関するものの件数が少なくない。 本講座では、そうした国際相談を受けた時、あるいは当事者になった時に知っておきたい法律や留意点、ハーグ条約について学ぶ機会を提供し、理解不足によるトラブルを防止するとともによりよい社会資源づくりへの貢献を目指す。（「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」1-1、4-4）
対 象	沖縄県内の支援機関で相談業務に携わる方、関心のある方
講 師	第1部：江端 康行 氏（外務省領事局ハーグ条約室長） 第2部：松崎 晓史 氏（ゆい法律事務所 弁護士）
会 場	男女共同参画センター1Fホール
定 員	100名
参加者	57名（申込者：73名） 講座は2部構成で行った。
講演内容 (概要)	<p>第1部「知っておくべきハーグ条約」江端 康行 氏（外務省領事局ハーグ条約室長）</p> <p>バングラディッシュで邦人7人が亡くなるテロが起きた2016年7月に、邦人テロ対策室首席事務官であったという講師は、自身が「ゴルゴ13」の漫画を使用し、海外での安全対策の基本を網羅したマニュアルを作ったことを紹介しながら、「情報はものすごく大切で、知っているか否かで人生や生命にも関わる場合もある」として話しあげた。</p> <p>国と国をまたぐ個人の問題に関し、どの国の法律を適用するかあらかじめルールを決める「国際私法」の統一を行う機関である「ハーグ国際私法会議（HCCH）」が定めた条約は40以上あるが、日本では「ハーグ条約」というと一般的に「子どもの連れ去りに関する条約（正式名称=国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）」を指す。</p> <p>ハーグ条約は1980年にHCCHによって作られたが、日本は2014年4月によく発効となったが重要なことは3つあるとした。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 子の利益が最も重要2. 国境を越えて「不法に子を連れ去る」前に問題を解決3. 海外での悩み事や困ったことは相談（日本大使館、ハーグ条約室） <p>続いて講師は、ハーグ条約の目的は</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国境を越えて不法に連れ去られた子どもをもともと住んでいた国にもどす2. 国境を隔てた親子の交流を促進する <p>という2つで「監護権」については判断していないこと、条約締約国、適用対象となる要件などを紹介した上で、相手の同意なく子どもを日本に連れてきたインカミングと、日本から子どもが外国に連れ去られたアウトゴーイングの架空事例を用いて申請後の手続きの流れ、問題解決の方法、双方の親が受けることのできる支援などをわかりやすく説明した。</p>

講座内容

(概要)

ハーグ条約においては子どもを常居所地国に返還することが原則であるため、たとえ夫婦間にDVがあったとしても、不返還となることは例外的であるとし、また、外務省では子とともに帰国する前にDV被害者が現地で相談することができるよう5か国 11箇所の支援団体と提携しており、日本人が日本語で相談できる環境を用意していることも紹介した。

また、親子交流支援団体を利用した親子交流等の支援をしているが、2026年4月からは改正民法が施行されることに伴い、日本でも共同親権があり得る状態となることからハーグ条約適用案件のうちアウトゴーイング案件が増えることが予想されると述べた。

最後に講師は、ハーグ条約室はDV被害者支援、児童心理、法律など多様なバックグラウンドをもつ専門家集団であるため、なにかあれば気軽に相談してほしいことを繰り返し伝えるとともに、講話内容を振り返る楽しいクイズで受講者の理解を深めた。

第2部「国際結婚・離婚にまつわる法律問題」松崎 晓史 氏（ゆい法律事務所 弁護士）

外国籍の方の離婚事件を担当することが多いという講師は、沖縄における離婚事件は米軍基地があることで相手がアメリカ人で日本人側配偶者が女性というケースが多いことが特徴的であり、日本人配偶者が女性の場合、親権・養育費回収が問題となる場合が多い。また、軍人・軍属は一定の期間で転勤があることから転居先で離婚が発生し、母親が子どもを連れて帰つてくることでハーグ条約事案となる場合もあるとして話し始めた。

日本における中長期在留資格を持つ外国人は年々増え続けているが、在沖米軍人・軍属は在留資格ではなく日米地位協定上の地位で入国しており、そこから生じる様々な問題が家事事件にも影響している。一方で、2026年4月より改正民法、改正家族法が施行されることとなり、今後どのような影響を与えるのかを話したい、と続けた。

講師は、改正家族法のポイントとして、以下の4つをあげた。

1. 親の責務の明確化

「生活保持義務」が明文化された。

2. 親権制度の見直し

「単独親権」の他に「共同親権」が選択できるようになった。

3. 養子縁組に関するルールの見直し

前婚の未成年の子ども（連れ子）を後の結婚で養子にする際、従前は親権を持つ親の代諾が可能で親権をもたない親の承諾は必要なかったが、共同親権の導入後は、養子縁組をするかもしれない場合は共同親権の協議事項となるため養子縁組が難しくなることが想定される。

4. 養育費についての制度の見直し

「法定養育費」が導入され、最低ラインの養育費支払いを確保しやすくなる。養育費に先取特権が付与され、養育費差し押さえ手続きが簡素化される。

次に、講師は、改正家族法の施行による離婚事件実務への影響について言及した。

- ・共同親権制度は原則ではなく、離婚したときの子どもの養育について考える上で選択肢のひとつであるが、2026年4月以降は共同親権を主張する親が増える傾向と思われる。
- ・これまで親権のない配偶者はハーグ条約の申し立てができなかつたが、共同親権導入で申し立て可能となり、対象事件が増える可能性がある。一方、国内での転居の場合、子どもの居場所は共同親権の協議事項となる。
- ・離婚後に外国籍の配偶者が安定して日本に在留することができない場合、親権や監護権が外国籍の親にとって影響の大きいものとなるため親権争いが先鋭化する可能性がある。

	<p>最後に講師は、自治体の窓口などでこうした相談が増えてくることが想像されるが、実際には始まってみないとわからないこともあると思う。法務省はじめいろいろなところから法改正に伴うパンフレットが出ているので今後も継続して勉強して行きましょうとしめくくった。</p>
参加者の声	<p>(自由記載欄より抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ条約について分かりやすく説明していただけたので理解できました。子どもの利益が守られるための条約だと知りました。 ・娘が海外で結婚、出産。ヨーロッパはパートナー関係が多く、あまり結婚にこだわっていない事もあり何かがあった時に不安だった為参加しましたが、とても参考になりました。 ・来年4月から改正される法律の説明が具体的で分かりやすかったです。 ・共同親権や養子縁組、養育費についてたくさんのポイントで法改正があることをこの機会を通じて学べてよかったです。
講座の様子	 <p>江端 康行 氏</p>  <p>松崎 晓史 氏</p>  <p>講座の様子</p>
主催	外務省・沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団